

平成 29 年 4 月 19 日

◎坂本（孝）委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。（9 時 59 分開会）

昨日坂本茂雄委員の質疑の中で話がありました資料について、お手元にお配りしてありますので、御確認ください。

本日の委員会は、昨日に引き続き、「平成 29 年度業務概要」についてであります。

《総務部》

◎坂本（孝）委員長 それでは、日程に従い、総務部の業務概要を聴取いたします。業務概要の説明に先立ち、幹部職員の紹介をお願いいたします。

（部長以下幹部職員自己紹介）

◎坂本（孝）委員長 それでは、部長から総括説明を受けます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承お願いいたします。

（総括説明）

〈市町村振興課〉

◎坂本（孝）委員長 それでは、最初に、市町村振興課を行います。

（執行部の説明）

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 一つは、明るい選挙推進事業の関係で、昨年から選挙権が 18 歳に引き下げられて、これまでも議員と若者の懇談会というのをやっておって、参加者は大学生とかが多かったんですが、去年、高校生も参加したという状況があったかと思うんです。今は正庁ホールへ集まってもらってやっていますけれども、去年は高校で独自にやったりとかというのもあったみたいです。もっと拡大、あるいは内実を伴わせたものにしていくとか、そんな工夫を凝らしていく計画があるのかないのか。もう一つマイナンバーの関係で、高知県内の直近のカードの交付状況が、どうなっているかを教えていただきたいと思います。

◎神田市町村振興課長 まず、選挙の啓発に関してでございますけれども、昨年度の参院選の結果でも本県の特に若い世代の投票率は、全国平均と比べると少し低い状況にございましたので、その結果も踏まえまして、やはり少し力を入れていかなければならないと考えております。その一つの取り組みの方向性としましては、高校で行う出前授業につきまして、数もふやしていきたいと考えておりますし、少し中長期的な話になりますけれども、小中学校でもそうした取り組みをもっと広げていって、根の深い取り組みにしていきたいと考えております。

マイナンバーカードの交付状況につきましては、今、本県の交付率を申しますと 5.4% となっております。全国で 1 番低い状況になっております。その原因の分析ですがけれども、都市部で高い傾向にありまして、県を越えた通勤があるところですか、コンビニ交付などに活用されておりまして、コンビニが多いような地域が比較的交付率は高いという

状況になっております。そうしたことを踏まえますと、なかなかマイナンバーカードを活用できる幅が高知県は少ないという状況がございますので、その影響でちょっと低くなっていると考えております。

◎坂本（茂）委員 5.4%程度の中で、市町村自体がこれを活用した業務の遂行そのもので困っているとか、そういう声は別に上がってきたりということはないですか。

◎神田市町村振興課長 県としても、マイナンバーカードを活用した業務をやってくださいということは申し上げておりますけれども、個人情報が入ったカードですので、住民の方の意識として余り持ち歩くのはしたくないといった声も聞いているという話を、市町村の方からいただくことがあります。そういった懸念がある中で、むやみに進めるところまでは、そこは市町村の御判断ですので、しなくてもいいのではないかと考えております。個人情報の取り扱いという観点での懸念が少ない形で、なるべく活用していただきたいとお願いをしているところでございます。

◎吉良委員 中山間地を高知県の強みの源泉にしていくというのが、今の県の大事な方向性なんです。その辺のことにかかわって、高知県は地形的にも東西に長くて広いし、人口減少もあって、各市町村におけるマンパワーを含めて、人手不足が懸念されているわけですね。それで、地域支援企画員は市町村振興課の所管なんですか。現在どのような配置状況になっているのか。防災のほうも地域支援をやっていますよね。その辺のことも含めてお答え願えますか。

◎梶部長 地域支援企画員は、産業振興推進部の所管でございます。また、防災の地域本部は危機管理部の所管となっております。状況は私も、全庁的に知っていることはありますけれども、市町村振興課の所管とはなってないです。

◎吉良委員 市町村振興課としては、今の状況をどうやって把握するんですか。直接生の声を聞いたり、政策に反映していくということについて、そこは連携してやってるんですか。

◎神田市町村振興課長 市町村の状況につきましては、市町村振興課は主に予算といったところについては各市町村の総務財政部門の担当者といろいろ密に情報共有、意見交換をしております。そういったところから、市町村の課題であるとか、取り組みの方向性などについては話を伺っているところでございます。

◎吉良委員 地域支援企画員の会だとか、地域防災の会だとかには市町村振興課の職員は出て行って、情報収集してフィードバックもしていくことがやっぱり大事だと思いますので、ぜひそういう取り組みもやっていただきたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 市町村への権限移譲ということで、平成30年に南国市のほうへ、都計の権限が移っていくわけですが、県内の地方分権の権限移譲は、ちょっと停滞気味だという声もあるわけですが、最近はどうですか、国との間で協議なんかは余りなされてな

いですか。

◎**梶部長** 地方分権のステージというのは幾つか段階があります。三位一体改革という税財政の改革もありましたし、権限を国から県へ、県から市町村へという動きもございました。最近の地方分権の動きは、どちらかといえば規制緩和です。地方団体が行う仕事に対して、さまざまな規制が法令で課せられておるんですけれども、その規制を緩和していくというステージに入っております。各地方団体が、国に対してこういった規制があるので、これを解決してくれというようなことを定期的に意見交換すると。それを踏まえて、政府の中で取りまとめられたものが、分権一括法という形で規制緩和の法案としてまとめられて、国会に提出されると。毎年というよりは、2年に1回ぐらいではないかと思えますけど、そういった形で地方分権は進められている状況でございます。

◎**坂本（孝）委員長** 以前に比べたら、ペース的にはかなり遅い感じですか。

◎**梶部長** どちらかといえば人口減少に伴って、法律上どの団体がどういった仕事をするという義務づけの世界というよりも、任意でやる事務の重要性が増している。例えば地方創生というのは、県がやる市町村がやるというのは、地域の実情で決めればよいというところに重きが置かれております。法律の改正を伴って事務を移すという話は、少しペースダウンしているというよりも、その必要性が余り叫ばれなくなったのではないかと個人的には考えております。

◎**坂本（孝）委員長** 昔と大分状況が違ってきているということですね。国の公的な機関が徳島県のほうにくるような動きがある反面、地方創生のような形が大きくなってきている状態で、地方の県同士でやってくださいと、わかりました。

◎**吉良委員** 県債残高が非常に少なく、全国で11番目に低いという非常に健全な弾力性のある財政運営ですけど、ことしの歳出を抑えるときに、抑える要因として、人件費は21億円余りの減ということで、来年以降はどういうようなことになっていくわけですか。来年は縮減もどんどん進んでいくのか、あるいは一定程度で行くのか。

◎**梶部長** 財政課事項でありますがお答えをいたしますと、先ほど申し上げたように若返りによる縮減となっております。構造として、県庁職員の年齢の分布は、50歳代のほうが若手よりも多いです。要は退職者と同じ採用をすると、多い世代が抜けて、多く採用しなければならないので、当面は平均年齢が下がっていく傾向にあります。平均年齢が下がっていけば、県庁職員全体としては若返りになりますので、金額はわかりませんが、しばらくは減少傾向が続くのではないかと思います。ただそれは、今の給与が同じだと仮定したものでございまして、今後民間の経済動向がよくなって民間の給料が上がって公務員の賃金も上がるということになりますれば、事情は変わってくると思います。

◎**坂本（孝）委員長** 質疑を終わります。

〈秘書課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、秘書課を行います。

（執行部の説明）

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 3ページの秘書費の1の、この特別職給与費の2人分なんですけど、これは知事、副知事の給与ですか。

◎西森秘書課長 知事と副知事の給与です。

◎前田委員 それで特別職ということですか。

◎西森秘書課長 そうです。

◎前田委員 2人で年間4,044万円の給料ということなんですね。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈政策企画課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、政策企画課を行います。

（執行部の説明）

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎三石委員 ふるさと納税のことでお聞きしたいと思うんですけど、359件に減ったということなんですけど、どうしてこんなに減ったんでしょうか。

◎松岡政策企画課長 既にマスコミ等でも報道されておるんですが、一部の方についてはやはり返礼品を見て、ふるさと納税先を選ばれるということが1点あります。最近、都道府県や各市町村ともに返礼品の品数がふえてきておりますので、そういった部分の影響があるのではないのかということです。去年は熊本地震がございまして、熊本県のほうに寄附が多くされたということもあります。大きな要因としては、その二つではないかと考えております。

◎三石委員 マスコミのことも言われましたけど、物すごいいいものを返礼品としていて、やり過ぎじゃないかということも話題になっていますよね。そこらあたり本県ではどういう状況なんですか。

◎松岡政策企画課長 市町村でもふるさと納税制度を導入して、いろんな地域の地場産品等を返礼品として送付していますので、余り県が前に出ないようにという考えのもと、県では従来から、基本的には返礼品のいただいた金額に対する返礼率を1割から2割という格好でこれまで取り扱ってまいりました。先般4月1日に総務省から出されたのは、速やかに3割以内を目安としなさいということでしたので、県分の取り扱いとしては、今のところ影響がないのかなと考えております。

◎坂本（茂）委員 関連で。県はそういう意味では影響ないということなんですけども、県下の市町村を見渡した場合に、相当多額の寄付金を受け入れている市町村も多くあるわけです。県内の市町村で見た場合に、この総務省の通知に影響されそうなところは、どの

ぐらい出てきますか。

◎**梶部長** 市町村振興課の所管になりますので、私からお答えをしますけれども、現在、調査をしております。御指摘がありましたように、3割を超えるようなところ、かつその影響があるようなところはあると思うんですけど、現在、この総務省の通知を受けた対応を調査しておるところでございますので、調査結果がまとまりましたら何らかの形でお知らせをしたいと考えております。

◎**坂本（茂）委員** 調査をして、その影響が出そうなところについては、何らかの協議といたことがされるようになるのでしょうか。

◎**梶部長** まだ途中なので何とも言えませんが、仮に総務省の通知に抵触するような取り扱いを、引き続き継続したいという団体がもしある場合は、その事情などをお聞きをする形で、協議といたしますかやりとりはさせていただくことになろうかと思えます。

◎**西森委員** ふるさと納税のことで、総務省が、3割以内だといいいですよという形が出したということは、逆に言えば、総務省はお墨つきをつけたと、3割までだったらいいと、いうことだと思うんですね。ということは、今県としては1割、2割でやっているけれども、将来的に3割ぐらいはいいんじゃないのという考え方は、どう捉えてますでしょうか。

◎**松岡政策企画課長** 総務省からは、現に自治体の中で、返礼品なしにやられているところもありまして、3割以内にできるだけ速やかにしてくださいということで、3割にお墨つきを与えたものではないと。あくまでもふるさと納税は、ふるさとを思う方の浄財をいただくものであるという原点で、制度を取り扱ってくださいという説明を受けておりますので、本県としては当面このままいきたいと考えております。

◎**西森委員** 入ってきたのが4,100万円ですか、逆に本来、県税として納められるものが出たというのは、どれくらいあるのでしょうか。

◎**梶部長** 県税上あるいは住民税ですね、県民税、市民税への影響ということになるんですけども、実はその部分が明確に、団体ごとにわからない状況でございます。国全体で幾らかというのは、寄附金総額が出れば推計ができるようでございますけれども、今数字を持ち合わせていないのが実態です。これは想像でございますけれども、私ども県内市町村も含めていただいている寄附金と、出ていっている寄附金を比較すれば、いただいている寄附金のほうが多かろうと思うんですけど、その程度はわからない状況でございます。

◎**西森委員** 入ってきているのが多いのは確かだと。

◎**梶部長** 推測をいたします。

◎**前田委員** 関連して。先ほどの出と入がどれぐらいかわからないという話だったんですけども、税務署へ例えば確定申告等を出すときに、納税証明書がくるじゃないですか。それを税務署等に照会をかければ、一定47都道府県別で出るんじゃないですか。例えば東

京都の区であつたらですよ、出と入でマイナスなんぼというのがでて、都市部はふるさと納税に対して否定的な意見が出ていますよね。それが高知県で出ないというのはすごく違和感があつて、どうしてなのか。

◎梶部長 申告には必ず使うデータでございますので、その聞き取りをして積み上げていくことはできます。物理的にはできるんですけど、その積み上げの作業をやらないといけませんので、手元には今そのデータがないということでございます。

◎西森委員 例えば県内から県内に寄附をしている人もいますので、なかなかわかりにくいという考え方でいいんですか。言ってみれば、高知県から他県だとわかると思うんですよ。ただ、高知県から高知市に寄附となるとわからないということなんですかね。

◎梶部長 御指摘のとおりでございます。例えば高知県税として、幾らその控除があつたかというのは積み上げることはできると思うんですけど、住民が寄附することもできますし、その適用、県外との関係ということも、今数字が手元にない要因の一つでございます。

◎松岡政策企画課長 県から出た分、市町村から出た分は、交付税で一定措置されます。だから高知県の場合は、出ていった部分の何割かは交付税で返ってくると。今問題になっているのは、首都圏のほうは交付税措置がないものですから、全部が地方に持っていかれていて、交付税の補てんもないところがあるところが都会側からの1番の主張で、大きな財源が動いているということになっています。県内の市町村は、県分も含めてマイナスにはなっていないであろうということでございます。

◎加藤委員 この首都圏における情報収集及び発信というのは、例えば空港で行ったり、駅で高知家のポスター張っていたりという、都市部での広報活動はがここになるんでしょうか。それともほかの予算になるんでしょうか。

◎松岡政策企画課長 情報収集だとか情報発信で、例えば省庁を回ったりとか、企業と高知県出身者の会で、企業訪問をする中で情報収集をしたり、また逆に高知県出身の方が集まったときに、高知県でこんなことをやっていますよという情報発信を行っています。東京の、例えば空港にポスターを貼るということになると、それは例えば観光振興部のほうがポスターを予算化して支出するという格好になってきます。当然その事業をするときには、観光振興部だけが向こうに行ってやるということではなしに、東京事務所へ連絡しながら、その予算自体は観光振興部で取りながら、事業自体は一緒になってやっていくという格好になっております。

◎加藤委員 例えば去年の夏から秋ぐらいだったと思いますけど、東京に行ったときに、表参道に高知家の旗をずっと張りめぐってやっていたのは、観光振興部、東京事務所のどちらの予算になりますか。

◎松岡政策企画課長 恐らく観光振興部ですね。高知家プロモーションでもいろいろ銘打ってやっていますので、産業振興推進部か、観光振興部かとは思いますが、私の

ほうでは詳細を存じていません。

◎**梶部長** 例えばフラッグだとかポスターだとかというのは、つくっているのは産業振興推進部の地産地消・外商課の中にある高知家プロモーション推進室でつくっておりますけれども、それを設置したり占有したりというのは、例えばよさこい関係でやるのであれば、観光振興部のセクションがやっている場合もありますし、高知家プロモーション推進室でやってる場合もあります。あるいは御好意でつけさせていただいているケースもあります。あくまでつくっているという意味でいけば、産業振興推進部でつくっているということになります。

◎**加藤委員** いろいろなケースがあるということだと思いますが、県内でPRするときは県民の目にもつきやすいですし、こんなに頑張っているんだなということがよくわかるんです。ただ首都圏でやったりなんかすると、非常に大事な事業ではあるんですけども、ある意味では、どこで何をやっているか我々からわからないところもありますので、東京事務所がしっかり効果的なPRになるように、サポート体制もとっていただいたらいいと思いますので、その点申し上げておきたいと思います。

◎**松岡政策企画課長** 非常に重要な視点だと思いますので、ちょうど私、あした東京事務所にも行きますので、こういうお話もありましたということ、直接伝えさせていただきたいと思います。

◎**野町委員** ふるさと納税について、山とか海とか川とか、そういったところの保全等に活用しているというお話だったんですけど、市町村の皆さん方と話をする機会があるんですが、この予算は、ふるさと納税で寄附をいただいた方々からのお金でやっているんですよということが、県民、市町村の皆さんに対してわかるような記載やPRであるとかは、県の活用している部分で言えばやっているんでしょうか。

◎**松岡政策企画課長** まずいただいた皆様に向けては、こういった事業に活用させていただきました、もしくは今年度はこういった事業に活用させていただきますという格好で、チラシ的なものをつくっています。あとホームページで掲載してますので、県民の方にも見ていただけるようになっております。ただ、情報発信が十分にできているかは、今御指摘いただいて、もう少し考えていくべきなのかなと思いましたので、また今後検討もさせていただきたいと思います。

◎**野町委員** すごく大切なところじゃないかなと思っていまして、県がどう使っているのかというのは、余り詳細はわからなかったんです。市町村で言えば、例えば安芸市なんかの場合は、学校の電子ホワイトボードみたいなのを購入したという話もあるそうです。要するに物であれば、そこにふるさと納税による寄附金によってこれは購入していますよということができると思っています。そういうところを、県も、あるいは市町村もやったらまさに返礼品競争ではなくて、それが地域、あるいは県に役に立っているんだということ

を、県民にも周知ができるのではないかなと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 首都圏での情報発信と情報収集の関係です。東京事務所にチーム制が組まれて、その人たちが企業を訪問したりして、まるごと高知の売り上げなんかも物すごく伸びているわけですね。そういうチーム編成、まるごと高知周辺では、高知県だけがチームをつくってやっているわけですよ。高知県は、5人ぐらい今いると思いますけど、よその県はどこもやってない。隣に沖縄県もあるけど、そういうチーム制でいろんな制度的なことをやってないわけですね。大阪府にも確か1人ぐらいいると思います。ぜひ名古屋事務所、大阪事務所もそういう体制強化をして、高知県のものをもっと売っていく取り組みを、今後検討していただきたいと思います。要望です。

◎梶部長 地産外商公社のことで産業振興推進部になりますが、委員長の今の御指摘を、産業振興推進部に伝えておきたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈広報広聴課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、広報広聴課を行います。

（執行部の説明）

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 さんSUN高知の配付の委託について、交渉していただけるということですが、8市町村というのはどちらですか。

◎信吉広報広聴課長 宿毛市、四万十市、安芸市、香南市、香美市、津野町、越知町、北川村です。

◎前田委員 4月12日現在の状況ということなんですけど、締め切りはあるんですか。例えば年内であればオーケーだとか、もしくは都合上いついつまでに市町村のほうから何らかの申し出がなければ、来年はこのままいくよとかっていう、その締め切りのラインがあるのであれば教えていただきたい。

◎信吉広報広聴課長 締め切りは3月31日までとさせていただいております。それまでにお返事いただけないところには、こちらから連絡をさせていただいて、意向を確認させていただきました。

◎梶部長 協議の意向は8市町村からいただいているんですけども、だからといって、ほかの市町村は全く見直しをしないかということそうではないと思っています。8市町村で何らかの見直しをする場合に、他の市町村はどうするかということについては、それぞれ個別個別の対応になるのか、それとも全体として見直しをする必要があるのかについては、これから検討させていただきたいと思っています。今手を挙げていないから、どうにもならないという取り扱いは予定しておりません。

◎前田委員 市町村と色々な話し合いをされる中で、恐らくこの配布率も、当然議題の

中の項目に出てくるとは思うんですが、配布の難易度というか、1軒1軒の幅が広いところも中山間等にはあるはずなので、そこを一定考慮した上での前提でお話を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

◎西森委員　そもそも1部当たりの配布単価が違っていたというのは、どうしてなのでしょう。

◎梶部長　平成6年8月にさんSUN高知は創刊をしました。そのときは新聞折り込みだけで対応しています。新聞折り込みの単価は、高知新聞は当時6.69円、全国紙は7.72円だったようです。新聞折り込みですと、配布率が非常に低うございますので、市町村に委託するということを模索しまして、平成7年4月に高知市に6.18円で委託を開始いたしました。これは高知市の広報紙の半分の量だったので、高知市の委託、高知市の広報紙の配布単価の半額にしたということでもあります。それで、高知市に続いて同年の11月から、他の市町村でも6.18円で配布委託を開始したものでございます。また平成8年4月に、高知市の単価を8.68円に変更したところでございます。これは高知市が配付をお願いする自治会等の団体から、この単価では配布はできないという具体的なお声があつて、配布率を引き上げるために必要だということがございましたので、2.5円上げたところでございます。平成28年4月には、南国市はそれまで新聞折り込みだったんですけれども新たに委託をさせていただきました。その単価をどうするか御協議させていただく中で、配付率を上昇させるためには、他の市町村の配布の単価の6.5円では配布率の向上が見込めないということございましたので、協議をさせていただいて、高知市と同じ単価とさせていただいたところです。この間、消費税のアップとかありましたので、その端数が若干上がったりしていますけれども、おおむね今言った流れでございます。

◎西森委員　県全体を考えると同じ単価、もしくは本会議でも議論がありましたけれども、中山間地のほうが配布をするのにも距離が離れていたりということで、経費的なものもかかるということも考慮した上で、検討はしっかりしないといけないと思います。最低でも統一する、もしくは逆に中山間地のほうを上げるという検討をしないといけないんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎梶部長　御指摘を踏まえて、幅広く検討させていただきたいと思います。

◎坂本（茂）委員　関連で。さっきから話が出ているように、高知市の中でも中山間地がありますよね。例えば土佐山、鏡だとかですね。そういうところも同じ単価なのか。もう一つは、高知市の場合は高知市の広報紙も配っているわけで、さっきも言われたように、ページ数が多いからということもあるかと思うんですけれども、大体挟み込んで配っていますので、両方合算したときにどうなのかとか、そんなところも全部検討されて額というのは決まっているんでしょうか。

◎梶部長　当初、平成7年に6円で始めたときは、市の広報の分量の半分だから、市の単

価の半分という考えで整理をしたと聞いております。実際にその後、平成8年4月に単価を上げていくときには、折り込みの手間など、実際これだけお金がかかるんだという実情をお聞きして上げたと聞いております。私どもは1部幾らという形で、市に委託をさせていただいておりますが、市がその財源を使って地域別に別の単価を設定することは、別に可能ではございますが、今のところ高知市は、どのエリアも同じ単価で運用しているのではないかと聞いております。

◎西森委員 大体市町村なんかは、町内会とか自治会の会長さんとか、そういう方に配布していただいているのが結構あると思うんです。市町村の配布をしている皆さんというのは、市役所または役場から配布しないといけないものが来る、さんSUN高知も来るわけですね。その来るタイミングによって、1回で終わるときもあれば、せっかく市町村の配布物を終わった後に、さんSUN高知が来てまた行かんといかんという、そういうタイミングのお声とかってというのは、市町村から上がってないのでしょうか。

◎梶部長 県が各市町村にお送りをするタイミングは、毎月一定の時期にしています。各市町村が自治会等にお願ひする配布物の時期は、市町村ごとに違うと思えますけども、県の配布時期が毎月一定にしていますので、昔はあったかもしれませんが、最近その時期をどうしてほしいというお声は、具体的には聞いてないです。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈文書情報課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、文書情報課を行います。

（執行部の説明）

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 公文書館の関係で、基本計画の概要の中の（2）、公文書館の主要な機能の中の一つとして、市町村支援機能なんですけども、ここはぜひ十分な機能を持たせていただきたい。本来、スペース的にも確保できたらいいと私は思ってたんですけど。市町村が公文書を保管するノウハウも含めて支援していかないと、そこの部分が廃れていく可能性があるかと思えますので、ぜひこの支援機能はより強化していただきたい。

もう一つ、基本理念の中で、戦前の県行政の推移がわかる資料も、国の関係機関などから収集するとなっておりますが、この際、例えば県民に呼びかけて、そういったものがお家に残っていませんか。場合によっては、戦前の県なりから来た文書を大事に持っていたりとか、そういうものもあるかもしれないし、あるいは、これは公文書ですから、公文書ではないと言われたらそれまでなんですけども、戦前の単なる家でのプライベート写真じゃなくて、公的な意味合いを持つような写真とか、そういったものもあれば提供してもらおう。実はこれ、高知市の昭和小学校で相談を受けて見たんですけども、戦前の写真がずっと保管されてたんですよ。ところがこれの保管のしようがなくて、だったら学校でどう

やって保存するかということも議論したりしたんです。そういったものを保存する施設もなければ、それをデジタル化して残すという技術もないと。しかし、この写真をそのままにしておくのは、もったいないんじゃないかと、ある学芸員の方にも見てもらったら、これは相当価値があるんじゃないだろうと言われてたりもしたんですよ。ひょっとしたら県下にそういったものも残存しているとしたら、この際に戦前の県行政の推移がわかる資料の一環として、収集されたらどうかなと思ったんですけど、その辺どうでしょうか。

◎徳橋文書情報課長 まず1点目の、市町村支援機能の強化という部分でございます。2月議会の総務委員会でも、少しお答えをさせていただいたんですけども、基本は地域で大事に保存していただくことが大事だと思います。ただ、地域のマンパワーの問題とか、あるいは保存する場所とかいった面で、非常に厳しい環境にあるということで、例えば複数の市町村での共同管理であるとか、あるいは遊休施設を有効に活用できないかということで、また当課でも事例収集、あるいは研究もしまして、それを市町村に情報提供という形で御支援もしていきたいと思っております。

2点目の、県民の皆さんがお持ちの資料ということで、国からの収集もやはり限りがあると思いますので、相互補完で、国の機関からも収集しますし、県民の皆様からも御提供いただけるものであれば、また御相談をさせていただき、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈法務課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、法務課を行います。

（執行部の説明）

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

◎坂本（孝）委員長 暫時、休憩といたします。

再開時間は午後1時といたします。

（昼食のため休憩 11時55分～12時58分）

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

御報告いたします。土居副委員長から所用のため少しおくれる旨の届け出があっております。

ふるさと納税の質疑に関する追加資料を、お手元にお配りしておりますので、総務部長の説明を求めます。

◎**梶部長** お手元に、2枚物の資料をお配りしてございます。午前中の御質疑の中で、ふるさと納税として高知県の方が、県外にどれだけ寄附をしているのかということと、もらっている額がわからないのかということ、西森委員から御指摘ありましたように、どの団体に寄附しているのかというのがわからないんですけれども、高知県にいる方がどれだけ寄附をしたかと、団体の先にかかわらずというのはわかりますので、その資料をお持ちしてま

す。
2枚目を先に、ごらんをいただきたいと思います。平成27年1月1日から12月31日の寄附した側の寄附金税額控除の適用状況についてです。27年中の課税が28年6月に確定するので、これが直近値ということになります。アンダーラインを引いております高知県をごらんいただきますと、高知県でふるさと納税をして、寄附金控除の申告があった方は3,238名で、金額は3億1,900万円。このうち税額控除された額が2億254万3,000円となっております。県税と市町村税の内訳は右側のとおりであります。ですので、高知県の皆さんがどこかの団体に寄附したことによって、高知県あるいは各市町村の税収がどれだけ失われたかというのは、この2億250万円という数字になります。

一方で、1枚目にお戻りをいただきます。ふるさと納税、寄附を幾らいただいたかというものも、これも高知市の方が高知県に寄附する場合も、カウントせざるを得ないわけでございますが、こちらは年度ベースの資料になってございますので、平成27年度のもので3カ月ずれているということをお断りさせていただきます。1番下に市町村と県の合計値を載せておりますけれども、件数としては27万2,000件、金額としては46億1,936万6,000円の寄附をいただいているということでございます。したがって県と市町村を合計してみましたら、どちらかといいますと寄附を受け入れている額のほうが大きいという状況になっているということでございます。説明は以上でございます。

◎**西森委員** これで見ると県税分で8,100万円余りが寄附されているということなんですか。それで入ってきているのが3,500万円ということで県、市町村は別として、県だけ見たら出ている方が多いということですか。

◎**梶部長** 御指摘のとおりでございます。

◎**西森委員** 市町村も含めれば多いけどもね。

〈行政管理課〉

◎**坂本（孝）委員長** 次に、行政管理課を行います。

（執行部の説明）

◎**坂本（孝）委員長** 質疑を行います。

◎**坂本（茂）委員** 職員定数の関係で、ことし、20数年ぶりに実人員がふえてるんですけど、ただ私がこの間議会場で、定数をふやしてと言ってきたのは、長時間労働の解消に向けてということで取り上げてきたんです。今回ふえた要因というのは、主にはその豊か

な海づくり推進室ができたりとか、あるいは文化生活スポーツ部に新しくスポーツ課ができたりという、組織の見直しに対しての定数を当てたということで、今回ふえたことによって長時間労働が解消するのかどうかということ懸念するんですけど、その辺はどう見られていますか。

◎笹岡行政管理課長 定数につきましては、先ほど言いましたように3,340人で、そのうち教育委員会からの22人がスポーツ行政の移管に伴うものでございます。昨年4月は3,307人になりますので、人員そのものは、そのスポーツの移管の分を除きましてもふやした形にはなっております。御指摘のとおり、ふえた要因としましては、例えば観光とか、産業振興とか、豊かな海づくり推進室のほうにも一定人員を配置した等がございまして、県政の重要課題の部分にも重点的に配置したということでございます。時間外勤務への影響ということでございますけども、昨年度から今年度に向けましての県政課題、どこら辺が課題で業務が重くなっていくのかは、部局とも十分話をしながら進めてまいりまして、業務の課題があるところへの人員面による重点的配置の部分と、業務を減らしていく取り組みということで、例えば外部委託だとか事務事業の見直しも検討していただいているところでございます。またあわせまして、仕事の進め方の面でも、会議の持ち方とか、そういうものをいろいろ組み合わせながら、各部局とも話をして行っております。そういったもので、全体として今回の定数の配置、重点的な配置ということもあわせて、できるだけ委員御指摘の時間外勤務という部分についても、負担のかからないように目指してきたと考えておりまして、また引き続き努力していきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 まだ平成28年度の時間外勤務の分は、集計中で結果が出てないかもしれませんが、例えば目安時間の360時間とか、あるいは36協定の延長の上限の720時間、さらには今国が上限規制の問題でも議論してますけれども、月80時間としても約1,000時間の問題があったりして、1,000時間を超える人たちは、今どんな状況でしょうか。

◎笹岡行政管理課長 先ほど委員おっしゃられたように、これから集計をして、各課、所属ごとに、実際の時間外勤務の時間数単位での集計を精査する予定になっております。きょう申し上げられるのは、全体の手当額のベースで昨年度と比較してどうなっているかというのは、速報的には集計をしております。27年度と比べまして、28年度は約1.2%手当の支給額が増と。これも速報ということで御理解いただきたいんですけども、ややふえているといった状況でございます。あくまでも手当額ベースということになりますので、実際の時間数ということになってくると、まだ精査が必要になってきます。昨年度よりも少しふえてるんじゃないかと、そんな状況で把握しています。

◎坂本（茂）委員 額でいくと、さっき定数全体で新陳代謝が進みゆうわけですから、当然時間外勤務の単価そのものは低くなってるんで、そういう意味では、決算ベースで総額でふえちゆうということは、当然時間数もふえてるんだらうなと思ったりもします。それ

はそれとして、また明らかになった段階でお示しもいただきたいと思います。以前の資料を見てみると、例えば所属ごとの職員1人当たりの時間外勤務時間数は、財政課は26年度1人平均で991.7時間ですよね。平均で991時間ということは、1,000時間を超えている人が何人もおるんじゃないかと思われまして、この間やっぱり大変な職場と言われている、例えば観光振興部のおもてなし課だと、平均が668時間だとかですね。そんな状況の職場があるわけで。そういう意味では1,000時間を超えて、時間外勤務をされている職場が結構あるだろうし、そういう人たちも多いんじゃないかと思えるんですよね。ですから、こんなことがあっちゃならんのですけども、それこそ電通のような事例があったりしたら困るわけで、そういう意味でぜひ対応をきちんとしていただきたいと思います。執行部としては、時間外勤務の多い職場についての手だてというのはいろんな形でされていると思うんですけども、今回、人員の配置という面でもされているんでしょうけれども。この4月の段階で業務量をきちっと見直すだとか、特に多い職場への手だてというのはされていますか。

◎**笹岡行政管理課長** 昨年度の人員配置の意識の中で、やはり時間外勤務が多いところというのは、一つのポイントとして考えております。そういったところの、今年度に向けての業務量等を見ながら人員の配置も心がけるように努めたところでございます。それから、昨年度の途中でも、部局によってはかなり時間外勤務が出てきているところにつきましては、例えば行政管理課の担当レベルでもそうですし、各部局の上のレベルで状況を話して、直接その業務分担の見直しとか、あるいは業務量の多い、時間外勤務が多い職員がいる部署については、何とか手だてができないのかといったようなこと、それから必要であれば、補正の中で外部委託といったことができないのか、そういった話をしながら、できるだけ年度途中であっても、手だてができる形で話をしてきました。今年度においても同様に、例えば毎月100時間を超えているような職員が出てきている所属がありましたら、ルールの中で報告していただくようにしておりますので、それをいち早く報告していただきまして、対策ができないのかといったことを、聞き取りしていくようにしたいと考えております。

◎**坂本（茂）委員** 実はこの4月以降に、私のところに県庁職員の方から、匿名でメールが来たんです。その方に、このことは議会を通じて伝えてもいいですかと言うたら、結構ですということなんです。匿名ですけども。その方が言っているのは、高知県庁は今やブラック企業と化していますと。長時間労働は当たり前、長時間労働をよしとする雰囲気。その上、時間外勤務の実績すら正確には記録できない課室もあると聞きます。正職員の定数削減の中で、県民からのニーズはふえる一方。職員一人一人の業務量はふえ続けて余裕がなくなり、課室の雰囲気はびりびりしています。余裕がないため、若手職員への日ごろのマン・ツー・マンの教育も十分とはいえません。子供がいる職員は、平日は残業で

きないため、休日出勤で何とか仕事を回していると聞きます。休日出勤もサービス出勤の可能性もあります。休日に子供と遊べないなんて、これほどの不幸はないと思います。仕事と子育ての両立は、今の高知県庁では困難です。イクボス宣言をした知事はどう思っているのでしょうか。というようなことを含めて、じゃあ時間外勤務を減らしていくための対応はどうしたらいいかとかいうことも、この方なりの提案みたいなものはいただいています。そういうふうに職員の皆さんが感じざるを得ないような職場になっているとしたら、極めてモチベーションにも影響すると思います。ましてや、働き続けることで、健康を阻害するということにもなるかと思しますので、ぜひ、こんな声もあるということを受けとめていただいて、もっともっと具体的に時間外勤務の解消に向けた取り組みをしていただきたいと思います。先ほど、余りにも3,300人体制にこだわって、果敢に挑戦していくと言われましたけども、そのことがこういう職場をつくり出しているとしたら、やっぱりそこは考え直さないといけないんじゃないかなと思います。

部長にお伺いしたいんですけども、知事がこの2月定例会前に言って、けさの冒頭の部長のあいさつの中でもあったんですけども、いわゆる成果にこだわるということですね。成果にこだわり過ぎると、やっぱりいろんな問題が出るんじゃないかと、私は懸念しています。だから、成果にこだわり過ぎるのではなくて、成果を求めて、その過程をどう大事にしていくのかということが、大事じゃないかなと思います。例えば、職員の働き方の問題もあると思います。一方で、じゃあその成果が、誰に向いての成果なのか。県民に向いての成果であることは当然やと思うんですけども。そういうこととして考えていく。そういう意味で、成果にこだわり過ぎると、いろんな課題が出てくるんじゃないかなと思いますけども、その辺のところを部長にお聞きしたい。

◎梶部長 成果にこだわるというのは、もちろん県民の皆様の、あるいは県内の事業者の皆様が所得が増すとか、あるいは健康の度合いが上がるとか、あるいは学力が上がるとか、そういったどちらかといえばKPI、成果指標といいますけれども、その成果指標の向上を目指すということを申し上げていると認識をしております。その成果にこだわるということの趣旨、これを私なりに解釈をしますと、成果にこだわる、成果指標を上げるということの、どのような仕事の進め方をしなければならないか、そこの議論をすることが大事だということでもあります。たまたま成果が上がった場合、あるいはいろいろ考えたけれども、仮説がうまくそのとおりになってなくて成果が上がらない場合、いろいろあると思います。成果を上げるために、どういう仕事をすればいいかということを実際にやってみるというプロセスが大事なんだと思います。その過程で、仕事の仕方という点では、成果を上げるために無尽蔵の資源があるわけではありません。それは財政的にもそうですが、人的にもそうでもあります。その人的な制約もある中で成果を上げるためには、どういった仕事を進めなければいけないかということを考えるのも、成果にこだ

わるということだと思います。たまたま成果が出ればいいということではありませんし、結果として成果が出ない場合も両方あります。成果にこだわるというのは、成果を上げるために何をすればいいかということを考えてそれを実行に移すんだと。それがうまくいかないこともあると思います。うまくいかなければ直せばいいことであるということの意味している、というふうに私は理解をしております。

◎坂本（茂）委員 ぜひ、先ほど言ったような、成果にこだわり過ぎることでの弊害が、この県庁組織の中で、あるいは仕事の進め方の中で起きないように、求めておきたいと思います。

◎西森委員 特別職の報酬等審議会で、知事、副知事、教育長の給料の額、また退職金の支給基準というのが決まっていくということですけど、お聞きしたいのは、例えば知事の基本の給料があります。知事にしろ、副知事にしろ、自主的に下げてます。議員も下げているわけですけども、この下げるということに関して、審議会等の答申を求めなくていいかどうか、教えていただけますか。

◎笹岡行政管理課長 審議会の審議の直接の対象にはなっていませんが、ことし行われた審議会でも、そのことに対する意見は出ていました。

◎西森委員 それはどんな意見ですか。審議会を通さずに勝手にというか、下げているということに対しての意見ですかね。

◎笹岡行政管理課長 主な意見は、知事は物すごく県勢浮揚に対して頑張っているという中で、頑張りに対してカットするということはどうなんだろうかと、そういったニュアンスの意見が多かったようです。

◎西森委員 その審議会で答申が出て決定をしている額を、独自にその審議会にかけずに下げってしまうということは、特には問題ないのかどうか。それだったら審議会の存在にかかわってくるのかなとも思ったりもするわけなんですけど、そこはどう捉えるのか。

◎笹岡行政管理課長 明確な意見とは記憶してないんですけども、そうした意見が出つつも、審議会から今回御答申いただいたのは、原則の条例に規定している額について引き続き据え置きという答申をいただきました。ただ、カットとすることについては、今お話しさせていただいたような意見もあったけれども、最終的にそこは知事の御判断ということだったんじゃないかなと私は受けとめています。

◎西森委員 そうすると、幾らですよという答申が出るけれども、それに対して、その答申のままいかなくてもいいということなんですかね。尊重するみたいなことなんですかね。どういうことなんです。

◎笹岡行政管理課長 審議会の条例につきましては、先ほど御説明しましたとおり、知事の給料の額について審議するということですので、あくまでも審議をするということですので、ということですので、最終的な判断というのは知事が行い、さらにそういう条

例で、特別な扱いにすることについて、条例の附則だったと思いますけど、御承認いただいているという形になりますので。審議会との関係では、あくまでも審議をしていただくということになりますから。例えば条例とか法的な部分では、何か違法とかそういうことはないと認識しております。

◎西森委員 わかりました。職員の外部相談に関する業務、先ほど2名の相談員さんがいらっしゃるということでしたけども、その相談件数というのは、どれくらいになっているのか。

◎笹岡行政管理課長 昨年度の実績で申し上げますと、畠中相談員が9件、それから近藤相談員が16件という形になっております。

◎西森委員 相変わらず少ないのかなとも思うんですよね。そういう数件の件数に対して、これでいくと恐らくこれ2人で96万円ですから、1人当たり月4万円ぐらい出ているのかなと思います。その件数に対する金額というのは適正と思われるのかどうか。坂本(茂)委員にも相談が来ているという話もありました。

◎笹岡行政管理課長 以前は、毎月定期的に相談の有無にかかわらず月4万円お支払いしてたんですけども、いろいろお声もありまして、1件でも該当者とやりとりをしたという実績がありましたら、お支払いするという形にしました。あと、相談員とも話をする中で、単に相手とのやりとりの中であるだけじゃなくて、いろいろ問い合わせとか、関係部署にもメールを送ったりとか、そういうやりとりもしております。1件だけであっても相手があること、職員のいろんな状況も踏まえた場合、精神的にもプレッシャーがあったりという話も聞いております。それからもう1点、職員にとっては、いつでも相談ができるような体制を整えておくということもあります。私としては、そういったような見直しもしたということから踏まえれば、必ずしも無駄になっているということではないんじゃないかなと思っております。

◎西森委員 相談が来た後、どういった対応をしているのか教えていただければと思いますが。

◎笹岡行政管理課長 これはケースケースでさまざまでございますけども、あるケースですと、本人から相談員に話がありまして、相談員から例えば行政管理課にこういった案件がありましたという相談があります。ケースによっては、もう相談員とのやりとりでとどめてほしいというケースもあります。去年あったケースでは、所属に話をしてもらいたいというケースもございます。例えば所属長を呼んで来ていただいて、相談員の同席のもと、御本人がこういうことで悩まれてるということをお話をしまして、御本人も呼んで、例えば行政管理課も立ち会っていろいろと話をした後、最終的にどうするかということを意向を聞いた上で、所属のほうで、例えば業務の見直しをしてもらいたいとか、そういったような話をして、解決といいますか、そういったやりとりが繰り返されるということでござ

います。

◎西森委員 そうすると相談の内容というのは、主にその所属の課だとか、業務に対することが主な相談内容ということなんでしょうか。

◎笹岡行政管理課長 さまざまでございます。やはり上司との人間関係だとか、ここの部署が自分にとって業務がなかなかなじめないとか。何らかの業務を見直してもらいたいとか。あるいは子育て中なので、少し配慮してもらいたいとか。所属とも話をさせていただいたらいいと思うんですが、なかなか話しづらいということで、一つの選択肢として利用されてるのかなと思っております。

◎吉良委員 関連して。さっきの話を聞いて、ちょっと意外に思ったのは、相談員が2人いて、集团的に2人で対応するんじゃないかって、一人一人が別にやるということですか。

◎笹岡行政管理課長 男性と女性というわけではないんですけど、それぞれおまして、弁護士、それからもっと一般的な立場の方ということで、相談できる形で体制をとっております。

◎吉良委員 弁護士はわかるけれども、そのもう1人の方は、どういう資格を持っている方を選択したんですか。

◎笹岡行政管理課長 畠中智子さんは、一般の市民団体の代表を務められたりされておまして、より一般的な市民目線といいますか、そういった形で、県のいろいろ検討会とか研究会の委員にも昔からなられている方です。従前からお願いしているということでございます。

◎吉良委員 そういう実績があるということなんで、それでいいと思うんですけども。客観的に見て何らかの資格を、例えばカウンセラーの資格を持っていたりよね。何か一般人が極めてプライベートな、しかも行政にかかわる重要な案件に対してね、果たして指導助言できるのかという思いがあるんですけどもね。それは普通に疑問を持つと思うんです。それに対応できるような資質ということを、判断をしているということですね。それはどういう根拠でしているんですか。

◎笹岡行政管理課長 資格という意味での根拠ではないんですけども、これまでの実績です。それから畠中さんについては、制度創設ぐらいのときから、もう10数年にわたってずっとやられております。資格を持っているからということではなくて、もうこれまでの実績を踏まえています。かつ先ほどプライベートの部分というのは、もちろん守秘義務はきちっと守っていただいております。そこは安心して任せていると認識しております。

◎吉良委員 なお気になるのは、あくまでもその本人の判断で、依頼者との協議をやっていくわけですけど。その判断が間違えば、お互いに、集团的に論議しながら、法的なことも含めてやる人がいないと、非常に不安な気はするんです。どういうふうにして、適切かどうかということ、委託している側として保障、担保してるんですか。

◎笹岡行政管理課長 実際の運用としましては、外部相談員が最終的に決定したりとか、何か決めてそれではないということではなくて、必要がありましたら、もう主体当事者、あるいは行政管理課のほうで預かりまして、最終的にやりとりをすることになります。そこは相談員が逐次、何かあって、本人がこちらには言いたくないということでない限りは、ある程度案件は行政管理課なり、場合によっては、例えば最終的に人事課にもつないで、あるいはその所属とも話をしながらやります。何かその相談員が勝手に決めてとか、決定してとかいうことにはならないと認識しておりますので、そこは大丈夫だと思っています。

◎吉良委員 裏を返せば、誰でもいいと。要するに相談を受けて、その当該の問題の部署のところに持っていけばいいんだと、いうことになるわけですか。

◎笹岡行政管理課長 そこは窓口としての役割がやはり重要だと思います。話し相手が何を言っているのか、どういう気持ちなのかというのは、やっぱりこれまでの経験とかそういうものが重要だと思います。そこは決して、誰でもいいということでは逆じゃないんじゃないかなと思っています。信頼して、お2人をお願いしています。

◎吉良委員 ファシリテーターを含めて、いろんな資格を持っている方もいると思います。そういうことに適切な能力、資格を持っているんだと判断してるということで、理解するしかないと思います。いずれにしても、何か客観的にフォローできるような、適切にチェックできるようなことも考えたらどうかなという思いがします。そこら辺についてはどうですか。

◎笹岡行政管理課長 御意見いただきましたので、さらに、例えば連絡も密にとりながら、あるいはどういった状況なのかも踏まえて、適切な対応をしていきたいと思っています。

◎西森委員 例えば、行政管理課の職員の皆さんでもいいのではないかなという思いも持っております。課の人たちを最終的には呼んでみたいな話が先ほどありましたけども、そういうことを考えれば、特にそんな外部の方にもよばないんじゃないかなと思います。また、件数が9件、16件ということで、実際に、例えば心の病みみたいな形になってしまって休職をされているという方も、きのう野町委員からも教育委員会の関係で話がありましたけども、県庁の中でも、そういう方もいらっしゃると思います。だけど本当にそういう方が実際に相談できるような、件数からいっても、本当にそういう人は相談をできるような状況なんだろうかと思うと、それは課として対応をしていっても十分なんじゃないだろうかと思えますけども、そのあたりどうでしょうか。

◎笹岡行政管理課長 あくまでも選択肢の一つとして捉えております。行政管理課だけで対応していますと言うと、逆に職員のほうが、行政管理課に相談するのはという意識もあります。庁内でも、例えば職員厚生課のほうで、杉原推進監が職員の対応を産業医としてやられています。あと各出先に女性の苦情相談員とかも置いています。いろんな選択肢の中で、やはり庁内に相談するのはちょっと気が引けるけど、外部やったらということの一

つということで、制度を従前より置いていると認識しております。

◎西森委員 最低でも資格を持った方をお願いをしたほうがいいのではないかとことを言わせていただきたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈人事課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、人事課を行います。

（執行部の説明）

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 人事マネジメントシステムの推進と人材育成が、減額幅としては1番大きいと思うんです。以前の総務委員会で議論されちゅうかもしれんですけど、去年、自治体国際化協会のソウル事務所へ派遣しちよった分が、ことしはないということだと思うんですけど、これはなぜソウル事務所だったんですか。

◎西村人事課長 自治体国際化協会のほうはソウルだけでなく、欧米圏、例えば近くであればシドニーであったり、シンガポールであったり、ニューヨークとか、ロンドンとか、パリなんかもあるんです。これまでの間、どちらかというとな米圏にも行っておりましたので、これは県からの要望もございませうけれども、自治体国際化協会でもこちらをとることがございまして、そういう流れで前回の場合には、ソウルになっておるように伺っております。また、ことしから行くようにしておりますが、その者は1年東京で研修をいたしまして、今回は英米圏ということでシドニーに行くこととしております。必ず同じところへずっと行くということではなくて、いろいろ自治体からの要望とかもございませうので、その調整の中で前任の者がソウルになったと伺っております。

◎坂本（茂）委員 そういった人は、帰ってきてから配属される職場というのは、そういうことで学んできた経験が生かされるような職場へ配属されていますか。

◎西村人事課長 海外から帰ってきた職員については、英語であったり、言葉を使うところに配属をさせていただくようにしております。

◎野町委員 知事賞等人事管理に関する業務というところで、この知事賞をいただいた方々も含めて、その職場についてもモチベーションの向上であるとか、あるいはその仕事の進め方にかかわる優良事例ということですから、他の職場に対してのモデル化ということも含めて、大変重要な制度じゃないかなと思っております。各職場の所属長のお考えによって推薦をするのかしないのかもあつたり、あるいは所属によっては、ちょっと語弊があるかもしれませんが、その所属の性格上、そういう事例としてなかなか上がりにくい職場もあるように自分の経験上思っているんですけども。そこら辺は特に、部局による偏りというのはないんでしょうか。

◎西村人事課長 どこまでかというレベルはあるかと思ひますけれども、基本的に知事賞

誉の前段で部局長賞誉をやっております。知事賞誉に上がるまでには、部局長が各所属を見ながら、所属長から手を挙げていただく場合、所属から手を挙げていただく場合、部長が拾い起こして部局長賞誉を出す場合もあります。そういう形で、部局で決定していただいたものの中から、知事賞誉を決定させていただくようにしています。言われるように、内面的なというか、事業をどんどんやってといったところばかりじゃなくて、例えば昨年であれば会計管理局。どちらかというところ一生懸命後押しをするようなセクションでございますが、そういったところも拾い上げていただいたりしております。そのあたりは、私どもから各部局にお願いをする際に、そういうものも含めて拾い出してほしいとお願いさせていただいています。そういった中で、毎年同じところが受けるといったことはないような形にさせていただいています。いろいろと賞賛すべき取り組みであったり、それから成果が上がったものも当然でございますが、そういったものの中で部局でも選考していただいて、どうしても知事賞誉としたいというものについては、部局から推薦をいただいて、知事にも諮りました上で、決定させていただいているということでございます。

◎野町委員　そういうことで、県庁全体の一つの見本なり、モチベーションのアップということにつながるわけですが、これはホームページとか、さんSUN高知であるとか、いろんなものでPRもしているんじゃないかと思うんです。せっかく賞誉をいただいて、それを皆さんに知っていただくという部分ではどんな取り組みを。

◎西村人事課長　私どもとしては、知事賞誉の授与式は正庁ホールでやって、職員にできるだけ共有をしてもらおう形をしております。それ以外で申し上げますと、庁外という部分がちょっと弱くて、県庁の出来事であるので、庁内職員向けということでイントラなんかで紹介をさせていただいております。委員が御指摘のような部分についても、今後、余りこれをやり過ぎてもちよっと難しいところがあります。ただ、こういった事例もあるよというのは、例えば市町村とかに対して、少しお披露目をしていくようなことを考えてもいいのかもしれない。きょうはそういう御意見いただきましたので、検討させていただきたいと思います。

◎野町委員　いい制度だと思いますので、ぜひその効果がさらに高まるようによろしくお願いいたしますと思います。

◎坂本（孝）委員長　質疑を終わります。

〈職員厚生課〉

◎坂本（孝）委員長　次に、職員厚生課を行います。

（執行部の説明）

◎坂本（孝）委員長　質疑を行います。

◎前田委員　24 ページ、当初予算説明資料なんですけど、歳入の項目のところの延滞金というのは何の延滞金ですか。

◎竹崎職員厚生課長 退職年金の関係で、以前に死亡されてた方が、こちらのほうでわからなくて、払っていた分のお返しをいただいている分でございます。少しおくれて支払われたりした分がございますので、そういう分でございます。

◎前田委員 その次の弁償金というのは何になるんですか。

◎竹崎職員厚生課長 公務災害の関係で、第三者の方の関係で事故に遭った場合、相手の方から県にいただく分でございます。

◎坂本（茂）委員 退職手当の関係で、平成28年度の見積もりベースで、勸奨26名、定年93名、普通15名、死傷病3名ということでデータがあるんです。平成28年度の実績はどうだったかというのを、それぞれ教えていただけたらと思います。

◎竹崎職員厚生課長 勸奨25名、定年91名、普通退職17名で、あと死亡退職5名となっております。計138名でございます。

◎坂本（茂）委員 死傷病が5名ということで、その前年が7名だったと思うんです。結構、死傷病がそれ以前からいうたら、増加傾向にあると思うんですけども。その辺は特徴的なことというのはあるんでしょうか。

◎杉原職員厚生課職員健康推進監 ここ1、2年、がんでという方がふえてまして、そこは対策をと思っております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈財政課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、財政課を行います。

（執行部の説明）

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 職員等こころざし特例基金の基金総額は今どれぐらいなんですか。

◎永淵財政課長 28年度末の現在高でございますけれども、15億6,600万円余りでございます。

◎坂本（茂）委員 基本的には、子供たちの安全安心を確保するための南海トラフ地震対策に使っていくということなんですけども、この対策そのものは早ければ早いほどいいと思うんですが、そうはいつでもいろんな優先順位の問題とかあるだろうと思います。ただ、一定この基金をいつぐらいまでに使い切るということも含めて対策をしていこうと、あるいは逆に言うと、ちょっとずつ小出しでいくのか。その辺できるだけ早く対策に使っていく、そして子供たちへの地震対策として安心安全を確保していくことが本来の目的やと思うんで、その辺どれぐらいのスパンで考えているのか。もともとこれいついつまで設置というのがあったんですか。

◎梶部長 この基金は期限がありました。条例改正をしまして、28年度中に延長しまして、南海トラフ地震の行動計画と同期間であります、平成31年5月までに合わせています。も

ともこの基金はおっしゃったように、保育所や幼稚園の高台移転のために使おうというものです。我々が小出しにしているという言い方がいいかわかりませんが、そういうつもりではなくて、案件がありましたら、その事業に合わせて補助させていただくということにさせていただきます。ですので、まさに案件次第です。この基金をためておきたいとかいう思いは全くなくて、速やかに執行していきたいという思いで運用しております。

◎坂本(茂)委員 先ほども行政管理課のところでお話しさせていただいたんですけども、課長も来たばかりでわからない部分があるかと思います。その分、総務部長にお答えいただいたらと思うんですけども、その平成26年度の財政課1人当たりの時間外勤務時間数がピークで991時間。その前年の25年度は746時間なんですね。これは一気に200時間以上職員1人当たりふえているという、この要因を教えてください。

◎梶部長 26年度は夏に豪雨災害がございました。危機管理部、あるいは土木部でも相当時間外勤務がふえました。全庁的にふえておりますのは、豪雨対応であったと認識しております。財政課においては、補正予算の編成という形で、あるいは国への財政的な政策提言という形で、時間外勤務が前年度と比べてふえていると認識をしているところでございます。

◎坂本(茂)委員 危機管理部なんかは前年と比べて減ってるんですけどね。危機管理部は1人当たり342時間から263時間に減ってるんですよ。25から26年度。土木部は確かにふえています。ただ、財政課の場合、26年度991時間から翌年913時間、それほど減ってないんですよ。だからこの、ふえたままの状態でもし続きゆうとしたら、その豪雨対応だけが要因ではないんじゃないかと。そういう意味では、これから課長も財政課を預かっていく中で、大変繁忙な職場ということも意識して、ここをどうやって減らしていくのかということを考えて、対応していただけたらと思いますけども。

◎永渕財政課長 ちなみに平成28年度につきましては、1人当たり853時間ということで、前度比でも93%ということで、若干減少はしてきている傾向にはございます。しかしながら委員おっしゃるとおり、財政課の予算編成も含めまして、非常に繁忙期がございます。ことし4月に、年度当初ですけれども、課内におきましても事務分担の見直しでありますとか、仕事の進め方、いかに効率的に超過勤務をせずに、勤務時間内に仕事を終えるかという、そういった意識の持ち方も含めまして、課内で共通認識を持たせていただいたところでございます。今後1年間、財政課の課長といたしまして、できるだけ職員の健康にも留意をしながら、年度途中でも業務の見直し等柔軟に行ってまいりたいと考えております。

◎前田委員 先ほど追加資料で出された、このふるさと納税の県の3,500万円ちょっとのお金というのは、どこの歳入に入ってるんですか。

◎梶部長 政策企画課の歳入に計上するんですけども、実際は当該年度の状況を見て、補正予算で計上させていただいております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈税務課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、税務課を行います。

（執行部の説明）

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 この間も税の徴収について、故意に納税しない方については、その生活実態にも配慮して、生活再建も含めて、福祉的な対応が求められるということで、その対応を求めてきたんですけども、東部の債権管理機構の徴収率がすごく上がっているのは、窓口で生活保護を含めて福祉的な対応することで、かえって上がっているんじゃないかという記事があったんですけども。その辺の対応について、県としてどのような考えがあるのか。

◎川崎税務課長 昨日新聞報道もされましたように、現在市町村を中心にしまして、例えば固定資産税とか国保税、それから個人住民税、これらについては毎年のように課税されますので、やっぱり生活を再建しないとかなり高額に及ぶ滞納が毎年繰り返されてしまうということが、全国的にも問題になっております。その根っこになる生活実態から改善をしていかないと、同じことの繰り返しということもございます。記事にもありましたように、そういった福祉的な機関との連携もとりながら、生活再建を同時に進めていこうという取り組みが進められておるように聞いております。県税につきましては、市町村の税ほど高額なものが毎年繰り返されるということが余りございません。そういった事例がございまして、例えば多重債務に対する相談窓口を紹介したりという取り扱いは行っておりますが、市町村、機構ほどの連携した取り組みまでは至っていないというのが現状であります。決して無視していいとは思っておりませんが、現状からすると相談窓口を御紹介するというところで、今のところは対応させていただいております。

◎吉良委員 各市町村にも、県として大いにこの取り組みの意義を広げていただいて、丁寧に生活保護のシステムだとか、児童手当を含めて知らせて、生活再建する方向へと導いていただきたいと思います。それから換価や納税の猶予制度ができましたよね。当然、いろいろそういう事情があって、事業者が換価猶予制度を使った例というのは、今まで何件ぐらいあるんでしょうか。

◎川崎税務課長 今のところ、その法的な制度を活用した事例というのはございません。

◎吉良委員 ということは、制度そのものが知られてないということじゃないですか。

◎川崎税務課長 納税の相談においでたときに、いろいろやりとりもいたしますので、正式な制度を活用する前に、多少お待ちするとかいったような対応はとっておる場合もございます。正式な手続をとってということにはございませんが、実質的に、即座に滞納処分ということを当面見送るというケースはあろうかと思っております。

◎吉良委員 制度としてそんなのがあるってことは、使う使わないは別にして、せっかくあるわけですから、きちんと知らせていくということは必要だと思いますので、それは積極的にやっていただきたい。それと分割納付の件数はあるんですか。

◎川崎税務課長 分割納付については実際に応じております。ただ、かなりな量になりますので、統計的にはよう把握をしておりません。少額の長期の分納というのは、単年度予算を構成しておりますので、なかなか応じ切れない面はございますが、3回程度の分納ということであれば、生活実態などもお聞きした上で、分割の相談には応じております。

◎吉良委員 ぜひ、そういう対応していただいて各市町村にも適切な指導をやっていただきたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈情報政策課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、情報政策課を行います。

（執行部の説明）

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 高知県の情報セキュリティ対策の現状を、どう見られてるか、御所見をお伺いしたいんですけども。

◎相川情報セキュリティ推進監 こちらに赴任しまして2週間という期間でございます。その間に情報政策課中心にいろいろ御説明を聞いておりますが、まだ現段階で御報告できるような整理に至っておりません。いわゆる私は民間キャリア採用ということで、民間キャリアをもとにした実装すべき情報セキュリティ、そういうものと現状の高知県庁のセキュリティの実装状況を比較して、何か対策が必要なものがあれば、そういったものの実装の方法とか検討を進めることを、今後整理していきたいと思っています。今、課長から説明があったように、セキュリティークラウドとか県庁ネットワークについては、各ベンダーを利用してよくセキュリティーの整備を行われているものとは見えています。ただ細かな点で、恐らく管理強化が必要な面があるものと思っています。その辺については、また今後御報告をさせていただいたほうがいいと思っています。

◎加藤委員 携帯電話の不感エリアの整備なんですけど、要望が上がってきてないということなんですけど、地域の要望はあるんですけども、結局携帯会社がなかなか整備ができないよということで、とまっている案件があると思うんですね。特に、かなり離れて人家がある地域とか、人が住んでないけれども公園の施設がある、観光シーズンになったら人が遊ぶけれどもそこは電波が入らない。携帯電話会社に言ったら人が住んでないのでなかなか採算が合わないんでというケースがあると思うんですね。そういう実態なんかは、民間の携帯電話会社を中心になると思うんですけど、どういうやりとりをしていくつもりでしょうか。

◎小野情報政策課長 これまでの取り組みとしましては、高知県だけでなく四国4県と、携帯電話は大手で3社あるかと思えますけども、そこの協議の場というものを設けておりました、そういった場でこうした地区が残っているという情報も出しながら、整備に向けて働きかけを行ってきております。ただ、委員おっしゃられたように、やはり採算性というところで事業者のほうがなかなかすぐには、という状況にありますけど、引き続き他県とも協力もしながら働きかけなどをしていきたいと考えております。

◎加藤委員 私の地元だけでも何件か知っていますし、県下でいろんな事情がそれぞれの地域にあると思うんですね。車で万が一事故が起きたときに携帯電話が使えないという状況もあると思えますし、もしキャンプ場や川で何かあったときに、電話が通じればという状況もあると思えます。高知県の課題でもあるんだけど、多分全国的にもそういう課題がたくさんあると思えますので、国への政策提言も含めて、いろんな検討を今後していただきたいなと思えます。何か御所見があれば。

◎小野情報政策課長 高知県単独ということはないですけども、情報管理の主管課長会という47都道府県で組織する団体で、国に対してそういった携帯の不感エリアの解消に向けて、一層の制度の充実を働きかけるということは昨年度も実施しました。また、高知県の事情というものも、やはり国に伝えていかなければならないと考えておりますので、そういった取り組みをしていきたいと思っております。

◎加藤委員 携帯電話会社の負担もあるので、今残っているところは、どうしても御理解をいただくのが難しいケースというのがほとんどだと思いますので、財政負担の面も含めて、いろんな方向で検討をいただくように要請をしておきたいと思えます。

◎野町委員 避難用ラジオの整備ということで、高性能ラジオと聞きましたけど、比較的電波の弱いところでも、すごく受信がよくなるのか、そんな機能があるのでしょうか。

◎小野情報政策課長 市販で今すごく安いラジオがあるんですけども、そういったものよりは広く拾うラジオがございます。1万円程度の価格のもんですけどもそれを整備します。その整備とあわせて、AMを拾う外部アンテナというものがございますけども、そういったものを整備すれば改善される場所について、県で購入し、市町村で実際に置いてみて改善をされたという場合において、そういった整備をしておりますので、置いた箇所についてはこれまでよりは改善をされたものだと認識をしております。

◎野町委員 安芸市は、大変ラジオが聞きにくいということで、私も知らなかったんですけど、確かに車で走ってみると聞こえないところが随分ありまして。避難場でラジオが聞けない場合どうするんだという話で、市議会でも問題になって。そういう多分県の事業も活用してやったんだと思うんですけど。この、ラジオの難聴に対する対策というのは、何か県でやっておられるのでしょうかね。

◎小野情報政策課長 そういったラジオの整備はやったんですけども、もともとのラジオ

塔になりますと、放送局の整備になります。すごく周波数の調整といますか、夜間、外国の放送が入ってくるとか、すぐ干渉するというんですか、調整が難しいところもあって、新たなラジオ塔の整備は難しいと聞いておりますけれども、聞こえにくいエリアにつきましては、NHKといった放送局にもそういった現状を伝えて、ただすぐにそこに何かできるということは少ないかもしれませんが、改善を図っていただくようお願いはしておるところでございます。

◎坂本（孝）委員長 県内に、テレビの難視聴地域はどれぐらいあるわけですか。

◎小野情報政策課長 テレビに関してはありません。地デジ化対策の際に、希望されることについて難視聴対策はできておると認識しております。今やっておりますのは、老朽化で共聴アンテナなんか古くなったものを改修しなければならないというのがありますので、そういった意味での難視聴対策ということで、取り組みをしておるところでございます。

◎坂本（孝）委員長 テレビの見れない地域は、今はないだろうという認識でいいですか。

◎小野情報政策課長 人がおいでるところに関してはそういう認識であります。ただ、本当に今まで住んでないところに生活を始めて、見えないということはあり得るかもしれません。地デジ化対策を進めていく時点においては、そういった見えないところはないような取り組みがなされておると考えております。

◎坂本（孝）委員長 例えばIoTなんかを使って、山中でイノシシをとる。そのときにドローンで確認に行きたいという話が出てるわけですが、携帯のアンテナが立てれば、ドローンで行かなくても、スマートフォンで見ながらイノシシがおりに入ったのを確認して、ボタン一つでおりを閉めれるという技術もあるようです。そういうところは検討されてますか。

◎小野情報政策課長 情報政策課としては、まず基盤整備という部分での検討はしております。ただ、ここにそういったスマートフォン使って、何かシステムを動かすというところまでは、把握できてないところがございます。

◎坂本（孝）委員長 携帯のアンテナ、余り費用のかからない小型のがあるやないですか。ああいうのを幾つか立てていくと、そういう利用もできるということです。これもまた検討をお願いしたい。

それから、大地震が起こったときに、県、市町村の行政無線と警察無線、それから消防無線、これがもうばらばらでいくわけですね。特に地震の現場では、警察と消防の無線が共同で使えるような周波数で整備してもらえるとありがたいと、これは市町村の消防署から意見が来てますけど。そういう整備はどうか、検討はされてますか。四国ではまだやられてないということなんですけど。

◎梶部長 消防であれば危機管理部ですし、警察であれば県警本部ということになります

し、我々としては電波、通信をどうするかという、総合的なことになります。今私が承知している限りでは、御指摘のような検討が行われているとは承知しておりません。

◎坂本（孝）委員長 現場ではそういう情報が欲しいという声が多いようですので、ぜひこの地震県の高知県から、地震対策の無線対策はこうですよというのを、新しいものを1本考えてもらってどんだんふやしてもろうたら、四国との連携もとれ出すと思いますので、お願いしたいと思います。

質疑を終わります。

暫時休憩といたします。

再開時刻は午後3時15分とします。

（休憩 15時01分～15時15分）

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈統計課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、統計課を行います。

（執行部の説明）

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 調査員の方の確保で御苦労されていることは最近ないでしょうか。

◎岡村統計課長 確かに調査員の方はかなり高齢の方が多くて、調査員の確保というのも難しい状況にはなっています。例えば労働力調査なんかは、かなり調査員の数が要るんですが、調査員やっていたりの方とか、県で登録調査員を、150人ぐらい今登録しているんですが、そういった方をお願いをしたりとかしています。なかなかいない場合は、市町村の役場に依頼をし、推薦していただいたりして今のところは確保できているという状況です。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈管財課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、管財課を行います。

（執行部の説明）

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎加藤委員 公文書館ができることに伴って、今、永国寺ビルに入っているものが出ると思うんですね。そこの跡地の有効活用ということも、今後考えていくことになると思うんですけども、どういう方向性を持って考えていかれるのか。

◎梶部長 先ほど、文書情報課のところで御説明をさせていただきましたけれども、公文書所館の設置に伴いまして、現在永国寺ビルに入居をしておりますこどもの図書館は、現

図書館に入居をしていただくということを検討してございます。先ほど御説明しましたように、公文書館のスケジュールが、平成 32 年度に施設がオープンするということでございますので、その時期にあわせて、こどもの図書館も移っていただくということを想定してございます。となりますと、32 年度前後に永国寺のビルからこどもの図書館が移ってくるということになりますので、あの建物をどうするかというお尋ねでございますけれども、今、耐震性に課題があります。ですので、そのままの次の活用というのは、課題があると考えております。例えば耐震改修をするのか、あるいは建物を壊して別のものをつくるのか、あるいは県として活用するのではなくて別の方法を考える、第三者に譲渡するのか、さまざまな選択肢があろうかと思いますが、現時点ではその方向性を決めておりません。中立的なところでございまして、こどもの図書館の移動にあわせまして、そのタイミングである平成 32 年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

◎加藤委員 今御説明いただいた永国寺ビルと、それからもう一つ永国寺の庁舎もありますよね。角っこのところにね。

◎梶部長 私が今申し上げた永国寺ビルというのは、こどもの図書館がある永国寺第 2 ビルのほうでございます。そちらは教育委員会の所管になっておりまして、その手前の角っこのところが、永国寺第 1 ビルといたしまして総務部の所管でございます。

◎加藤委員 さっきの答弁ですと平成 32 年前後にということでしたけど、非常にいい土地にあるんだけど、今、公文書なんかを保管していて、要は物置状態なんですよね。ですので、できれば早目に用途を決めて有効活用を考える価値のある場所だと思います。そういう前後というよりも、できれば引っ越したらすぐに活用ができるぐらいのイメージでやっていただいたら、非常に価値のある場所なんていいのかなと思っていますが。

◎梶部長 御指摘ももっともでございまして。その永国寺第 1 ビル、第 2 ビル、一体的に考えたほうがいいという気もいたしますし。第 1 ビルは私どもの所管なので、あのビルをどうするかということ、庁舎をどうするかということは避けて通れない課題でございます。先送りさせるつもりがあるわけでもありませんが、まだ検討が追いついていないという状況でございます。御指摘のとおり、非常に価値がある資産だと思いますので、その有効活用を積極的に検討していきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 遊休財産の処分の関係で、先ほど御報告があったわけですが、この長期間にわたって処分できないものがどれぐらいあって、その理由については、例えば津波浸水地区にあるとか、そんなことも含めて、特に処分ができない部分について御報告をお願いしたいんですが。

◎尾崎管財課長 委員御質問の件ですが、なぜ売却ができないか、5 次計画ということで、最後まである意味残ってきた案件でございます。28 年度に売却できたものも随分ございますけども、まだ 31 件のうち 19 件が残っているという状況でございます。それが

なぜ売却できないか、なぜ最後まで残ってきたかという状況、最終までは十分にまだ把握ができておりません。また、何らかの形で御報告を申し上げたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部の業務概要を終わります。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。明日は午前 10 時から警察本部ほかの業務概要の聴取を行います。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(15 時 39 分閉会)